

令和3年7月1日

施設等所管課 各位

健康福祉部
(施設従業員 PCR 担当 T)

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者・保育施設等従事者 PCR 検査の
継続実施への協力について（依頼）

高齢者・保育施設等所管課の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の強化策として、高齢者・保育施設等従事者の皆様を対象に、唾液PCR検査を実施してまいりました。

4月から6月末までの期間には、約250施設から4,700件を超える受検をいただいております。

引き続き9月末まで事業期間を延長し、継続実施いたしますので、各所管施設宛の通知送付等、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 検査対象者

久留米市内に所在する以下の施設等に所属し、業務を行う者のうち、無症状である者

ア. 介護施設等（入所、居宅、通所、訪問系全て含む）

イ. 高齢者施設等（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス）

ウ. 障害者施設等（入所、共同生活援助、通所、居宅、相談支援事業所）

エ. 市内幼稚園・保育所・認定子ども園・学童保育所等

オ. 市内小学校・中学校・特別支援学校等（公立、私立）

カ. その他久留米市が指定する施設

※従業者の居住地は市内・市外を問わないが、対象となる施設等は市内に所在するものに限る。

2 検査方法

唾液PCR検査（公的医療保険適用対象の検査と同等の製品を使用）

3 検査申し込み開始日

令和3年7月1日

4 検査実施期間

令和3年7月5日 から 令和3年9月30日 まで

5 検査回数

従業者1人あたり週1回受検可能（各施設、週1回受検可能）

6 検査費用

久留米市が全額負担

7 検査実施事業者

ヘルスケアテクノロジーズ(株)、SB 新型コロナウイルス検査センター(株)

8 検査申し込み方法

- ・検査を希望する場合、施設等単位での申し込みとなります。
- ・検査を希望される施設等の代表者は、右のQRコード、又は下のURLより申し込み手続きを行ってください。
なお、申し込みには代表者のEメールアドレスが必要となります。
<https://pcr.helpo.jp/kurumecity/>
- ・6月末までに既に登録いただいた施設は改めての登録は不要です。
これまで同様の方法でご予約が可能です。



9 問い合わせ先

- ・検査に対する全般的なお問い合わせ
ヘルスケアテクノロジーズ(株) 問い合わせ窓口（9時～18時）
問い合わせ専用フォーム <https://pcr.helpo.jp/contact/>
電話による問い合わせ TEL：050-1741-3930
- ・本施策に関する問い合わせ
久留米市保健所保健予防課 担当：植松
(TEL)0942-30-9730 (FAX) 0942-30-9833

